

第 23 期 滋賀県スポーツ推進審議会委員名簿

資料 1

※委員は五十音順（敬称略）

委員氏名	現職等	備考
おおた ちえこ 太田 千恵子	滋賀県障害者スポーツ協会 理事	
おおにし たもつ 大西 保	滋賀県中学校体育連盟 会長	
こすぎ ひでゆき 小杉 秀行	公募委員（東近江市スポーツ推進委員）	
こにし おさむ 小西 理	近江八幡市 市長	
こんどう たかよ 近藤 高代	近江高等学校 教諭	
ごとう けいいち 後藤 敬一	滋賀ダイハツ販売株式会社 会長	
たけだ さとこ 武田 哲子	びわこ成蹊スポーツ大学スポーツ学部 准教授	
たなか ゆかり 田中 ゆかり	米原市立坂田小学校 教諭	
ながはま あきこ 永浜 明子	立命館大学スポーツ健康科学部 准教授	
はしづめ けんじ 橋爪 建治	（公財）滋賀県スポーツ協会 常務理事	
はしもと たかこ 橋本 孝子	きのもとアイズ 理事	
みちまた たかひろ 道又 隆弘	京都新聞滋賀本社 編集部長	
やまおか あやか 山岡 彩加	公募委員（医療法人貴島会 貴島病院本院勤務）	
やまわき ひでのぶ 山脇 秀錬	オーパルオペテックス（株） 代表取締役	
よこやま かつひこ 横山 勝彦	同志社大学スポーツ健康科学部 教授	

委員 15 名

第2期滋賀県スポーツ推進計画

概要版



滋賀県

第2期滋賀県スポーツ推進計画の概要

平成25年(2013年)3月に策定した「滋賀県スポーツ推進計画」は、平成29年度(2017年度)で計画の5か年が終了することから、国や本県におけるスポーツを取り巻く状況の変化を踏まえ、新たに「第2期滋賀県スポーツ推進計画」を策定します。

●県民の心身の健康の保持増進を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現に寄与するため、滋賀のスポーツ推進に関する施策の基本的方向と具体的方策を明らかにしています。

●平成27年(2015年)12月に施行された「滋賀県スポーツ推進条例」第8条に基づく計画です。さらに、平成29年(2017年)3月に策定された国の「第2期スポーツ基本計画」を踏まえた計画です。

目指す姿

すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、自ら進んで参画し、
互いに連携・協働することを通じて、滋賀県民であることに誇りを感じて、
幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現
～スポーツで滋賀を元気に！滋賀の未来を創る！～

基本方針

- 1 スポーツの力で「豊かで健やかな生活」を創る！
- 2 スポーツの力で「元気な地域」を創る！
- 3 スポーツの力で「感動の滋賀」を創る！

計画の期間

平成30年度(2018年度)から5年間の計画です。

スポーツ推進の具体的展開

基本方針

政策

展開方策

I

スポーツ
の力で
「豊かで
健やかな
生活」を
創る！

人

1

生涯にわたるすべての
県民のスポーツ活動の
充実

- 県民総スポーツの機会づくりの推進
- 幼児期からの運動（遊び）・スポーツ活動の充実
- 小・中学校における体育・保健体育の授業の充実
- 中学・高校における運動部活動の活性化
- 障害のある人の参加機会の拡大
- 女性の参加機会の拡大
- 中高年の運動習慣定着化の推進

2

スポーツの持つ多様な
価値の共有

- スポーツの持つ多様な価値の発信
- トップアスリートとの交流機会の創出
- スポーツイベント等におけるボランティア活動の応援・促進

3

スポーツ施設・環境の
充実

- 地域スポーツクラブの育成
- スポーツ少年団の育成
- 公共スポーツ施設等の活用・充実
- 琵琶湖などの自然を活かしたスポーツの推進

4

スポーツを通じた
連携・協働による地域
の活性化

- 地域とスポーツ団体との連携・協働の推進
- 大学・企業等とスポーツ団体との連携・協働の推進
- スポーツイベント、トップアスリート等を活かした地域の活性化
- スポーツの成長産業化

5

国体・全国障害者スポーツ大
会等に向けた競技力向上と
競技者の拡大

- 選手の育成・強化
- 指導体制の充実
- 強化拠点の構築・環境の整備

6

地域の特性を活かした
大会レガシーの創出

- シンボルスポーツの創出
- 大会運営等のノウハウの継承
- スポーツボランティア活動の取組

III

スポーツ
の力で
「感動の
滋賀」を
創る！

国体・全国障害者ス
ポーツ大会等の開催

スポーツで滋賀を元気に！

滋賀の未来を創る！

1 生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実

政策目標

年齢や性別、障害の有無を問わず、すべての県民が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを楽しめるよう、スポーツ活動や学校体育の充実を目指します。

指標

	現状（H28）	目標（H34）
成人（男・女）の週1回以上のスポーツ実施率	男性 35.6% 女性 36.8%	男女ともに 65%以上
子ども（男・女）の1週間の運動・スポーツ実施時間（※土日を含み、平日の授業を除く） 【小学5年生】	男子：590.7分 女子：347.2分 （全国男子：602.9分） （全国女子：370.3分）	男子：625分 女子：382分 ※1日5分増を目標
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	38.1% （H29）	65%以上



県民総スポーツの祭典

上：ゲートボール
右：ユニカール



展開方策

（1）県民総スポーツの機会づくりの推進

- 「する」「みる」「支える」スポーツ普及に向けた機会づくりと普及促進
- スポーツボランティア活動の充実
- スポーツ情報提供の拡大

（5）障害のある人の参加機会の拡大

- 地域における参加機会づくり
- 指導者の養成
- 障害者スポーツの啓発

（2）幼児期からの運動(遊び)・スポーツ活動の充実

- 幼児期の運動遊びの充実
- 体力向上に向けた検証改善
- 幼児期における運動の質・量の充実

（6）女性の参加機会の拡大

- 仲間や親子で参加できる機会づくり
- 参加意識の向上
- 女性の指導者等、人材の養成

（3）小・中学校における体育・保健体育の授業の充実

- 授業内容の充実
- 指導力の向上
- 外部指導者の参画
- 望ましい生活習慣の定着

（7）中高年の運動習慣定着化の推進

- 日常生活にとけ込む運動の普及
- 気軽に取り込める運動プログラム等の開発
- 体験機会の提供

（4）中学・高校における運動部活動の活性化

- 各学校の特色を活かした取組の推進
- 指導者の育成・確保
- 柔軟な運営体制の推進
- 安全体制の充実



小学校体育デジタル教材
「げんきな湖っ子」DVDシリーズ



各小学校「健やかタイム」の時間



スペシャルスポーツカーニバル

2 スポーツの持つ多様な価値の共有

政策目標

スポーツから得られる勇気や社会の絆、さらには共生社会、健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化等につづくスポーツの持つ多様な価値の発信と共有を目指します。

指標

	現状（H28）	目標（H34）
しがスポーツ大使の就任数	26 者	50 者以上
アスリートを採用した県内企業数	32 社	45 社以上
スポーツボランティア登録者数 （本県ボランティア登録システム利用）	334 人	2,000 人以上

展開方策

（1）スポーツの持つ多様な価値の発信

- しがスポーツ大使による発信やスポーツイベント等におけるアスリートの活躍する姿の発信

（2）トップアスリートとの交流機会の創出

- 活躍するトップアスリートの広報
- スポーツを通じたアスリート支援による企業価値の向上

（3）スポーツイベント等におけるボランティア活動の応援・促進

- ボランティア活動ができる機会の提供
- 企業がスポーツボランティアを養成する制度構築の促進



しがスポーツ大使による発信



スポーツボランティア

3 スポーツ施設・環境の充実

政策目標

県民が気軽にスポーツに親しむことができるよう「する」、「みる」、「支える（育てる）」スポーツ環境の充実を図ります。

指標

	現状（H28）	目標（H34）
総合型地域スポーツクラブで指導する有資格スポーツ指導者数	267 人	370 人以上
県内の公共スポーツ施設の利用者数	6,617,409 人 （H26）	730 万人以上



（仮称）彦根総合運動公園第1種陸上競技場建築基本設計パース図

展開方策

（1）地域スポーツクラブの育成

- 総合型クラブの育成
- 滋賀県広域スポーツセンターを中心とした支援の充実
- 地域づくり活動の推進

（2）スポーツ少年団の育成

- アクティブ・チャイルド・プログラム（ACP）の普及促進
- 指導者の資質の向上

（3）公共スポーツ施設等の活用・充実

- 学校体育施設の効果的・効率的活用
- 県立スポーツ施設の充実・確保、安全性の確保

（4）琵琶湖などの自然を活かしたスポーツの推進

- 滋賀の豊かな自然環境を活用したスポーツの推進
- 琵琶湖を舞台とした湖上スポーツの推進

4 スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化

政策目標

大学、企業、地域、スポーツ団体等のさまざまな団体が、スポーツを通じて主体的に連携・協働することにより地域の活性化を目指します。

指標

	現状（H28）	目標（H34）
民間団体等の実施するスポーツイベントへの県の後援件数	155件	200件以上
スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数	1,014万人（H27）	1,200万人以上
滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数	60,844人（2017シーズン）	10万人以上



朝日レガッタ



びわ湖レイクサイドマラソン

展開方策

（1）地域とスポーツ団体との連携・協働の推進

- 子どもの運動・スポーツ活動の推進
- 障害者スポーツ関係団体との連携、協働
- 健康づくり・交流機会の拡充

（2）大学・企業等とのスポーツ団体との連携・協働の推進

- 指導者の育成
- 体力向上に向けた検証、改善サイクルの確立
- 競技力向上のための連携

（3）スポーツイベント、トップアスリート等を活かした地域の活性化

- 全国規模のスポーツイベントの開催による地域の活性化
- トップスポーツの地域での交流推進
- スポーツイベントを活用したスポーツツーリズムの検討

（4）スポーツの成長産業化

- 滋賀のPR活動と観光誘客に向けた発信
- 大学等と連携したビジネスモデルの検討
- スポーツを通じた海外との交流促進

5 国体・全国障害者スポーツ大会等に向けた競技力向上と競技者の拡大

政策目標

「選手の育成・強化」「指導体制の充実」「強化拠点の構築・環境整備」の取組を推進することにより、競技力の向上と競技者の拡大を図ります。

指標

	現状（H29）	目標（H34）
国体総合順位	39位	8位以内
県障害者スポーツ大会の参加者数	773人	1,000人以上

展開方策

（1）選手の育成・強化

- ジュニア選手の発掘・育成・強化
- 成年選手の育成・強化・確保
- 東京オリンピック・パラリンピック候補選手の活動支援
- 女性アスリートの育成・強化
- 障害者スポーツの普及、選手の発掘・育成・強化

（2）指導体制の充実

- 指導者の確保
- 指導者の養成・資質向上
- 組織的な競技力向上の推進

（3）強化拠点の構築・環境の整備

- 強化拠点の構築
- 施設の整備・競技用具の充実
- 医科学サポート体制の充実



平成 29 年度 愛媛国体開会式



次世代アスリート発掘育成プロジェクト 滋賀レイキッズ



国体「陸上競技」



医科学コンディショニング講習会

6 地域の特性を活かした大会レガシーの創出

政策目標

国体・全国障害者スポーツ大会等の開催を契機として、地域の特性を活かした滋賀らしいレガシーの創出を目指します。

指標

	現状 (H28)	目標 (H34)
オリンピック・パラリンピックのホストタウンを通じて海外との交流を始めた市町数	3 市	6 市町以上
スポーツボランティア登録者数 (本県ボランティア登録システム利用) ※再掲	334 人	2,000 人以上
成人(男・女)の週1回以上のスポーツ実施率 ※再掲	男性 35.6% 女性 36.8%	男女ともに 65%以上

展開方策

(1) シンボルスポーツの創出

- 市町と連携したシンボルスポーツの創出

(2) 大会運営等のノウハウの継承

- 大会運営等のノウハウ継承による継続してスポーツに親しめるイベントの開催

(3) スポーツボランティア活動の取組

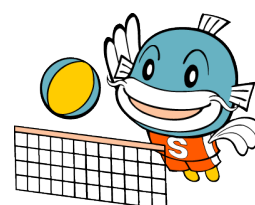
- ボランティア活動の場の提供、ボランティア制度の仕組みやボランティア体験の継承



米原市ホッケースクール



ホストタウン交流事業 (トルコ)



施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

第1 県民自らの参加の推進

スポーツ基本法では「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」とされており、第2期スポーツ基本計画では、「一億総スポーツ社会」の実現を掲げています。

滋賀県スポーツ推進条例第4条では、県民の役割として、「スポーツに対する関心および理解を深めるとともに、日常生活においてスポーツに親しみ、楽しむことにより、心身の健康の保持増進および体力の向上に努めるものとする。」としています。

県民一人ひとりが、健康で明るくいきいきと生活するために、日常生活の中で「する」「みる」「支える」などさまざまな関わりにおいて、自ら進んでスポーツに親しむことができるようにします。

第2 多様な主体の連携・協働による推進

滋賀県スポーツ推進条例第7条では、「県、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等は、スポーツの推進を図るため、相互に連携を図りながら協働するように努める」こととしており、スポーツ関係団体や関係者は、それぞれの役割を十分理解し、互いに連携・協働しながら、「スポーツで滋賀を元気にする」取組を推進します。

第3 本県の国体・全国障害者スポーツ大会に向けた着実な準備

当計画期間中に開催されるラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ2021 関西と、3年連続のビッグイベントを平成36年(2024年)に本県で開催する国体・全国障害者スポーツ大会の成功につなげていけるよう知見や成功体験を活かし着実な準備を行います。

第4 計画の進捗状況の検証

滋賀県スポーツ推進条例第9条に基づき、毎年度、スポーツ推進計画に基づく施策に係る実施状況を議会に報告し、公表するとともに、スポーツ計画の進捗状況の把握にあたり、指標により評価・検証を行い、毎年、取組の状況、評価、課題の把握に努め、その結果、変更が必要なものについては、計画期間中においても成果指標や具体的施策を見直すものとします。



第2期滋賀県スポーツ推進計画の進捗状況について

基本方針		政策	指標	計画策定時	現状	目標(R4)
スポーツ推進の具体的展開	I スポーツの力で「豊かで健やかな生活」を創る！	1 生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実	成人(男・女)の週1回以上のスポーツ実施率	(H28) 男性:35.6% 女性:36.8%	(R1) 男性:45.6% 女性:42.4%	男女ともに65%以上
			子ども(男・女)の1週間の運動・スポーツ実施時間(※土日を含み、平日の授業を除く)【小学5年生】	(H28) 男子:590.7分 女子:347.2分	(R1) 男子:558.8分 女子:330.2分	男子:625分 女子:382分
			障害者の週1回以上のスポーツ実施率	(H29) 38.1%	(H29) 38.1% ※今年度調査予定	65%以上
		2 スポーツの持つ多様な価値の共有	しがスポーツ大使の就任数	(H28) 26者	(R1) 38者	50者以上
			アスリートを採用した県内企業数	(H28) 32社	(R1) 39社	45社以上
			スポーツボランティア登録者数(本県ボランティア登録システム利用)	(H28) 334人	(R1) 3,379人	2,000人以上
	II スポーツの力で「元気な地域」を創る！	3 スポーツ施設・環境の充実	総合型地域スポーツクラブで指導する有資格スポーツ指導者数	(H28) 267人	229人(H30) ※集計中	370人以上
			県内の公共スポーツ施設の利用者数	(H26) 6,617,409人	(R1) 8,028,371人	730万人以上
		4 スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化	民間団体等の実施するスポーツイベントへの県の後援件数	(H28) 155件	(R1) 128件	200件以上
			スポーツ・レクリエーションを目的とする観光入込客数	(H28) 1,002万人	(H30) 1,091万人	1,200万人以上
			滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数	(2017シーズン) 60,844人	(2019シーズン) 73,262人	10万人以上
III スポーツの力で「感動の滋賀」を創る！	5 国体・全国障害者スポーツ大会等に向けた競技力向上と競技者の拡大	国体総合順位	(H29) 39位	(R1) 30位	8位以内	
		県障害者スポーツ大会の参加者数(実数)	(H29) 773人	(R1) 708人	1,000人以上	
	6 地域の特性を活かした大会レガシーの創出	オリンピック・パラリンピックのホストタウンを通じて海外との交流を始めた市町数	(H28) 3市	(R1) 5市	6市町以上	

第2期滋賀県スポーツ推進計画に基づく事業の実施状況

I スポーツの力で「豊かで健やかな生活」を創る！

1 生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実

(1) 県民の運動・スポーツ実施率向上に向けた取組

○令和元年度調査によると、本県の成人の週1日以上スポーツ実施率は44.1%であり、平成30年度調査に比べ4.2ポイント上昇しているものの、国の実施率53.6%よりも低い状況となっている。

【成人の週1日以上運動・スポーツ実施率（国との比較）】

	H27	H28	H29	H30	R1	R4年目標
全国	40.4%	42.5%	51.5%	55.1%	53.6%	65%
滋賀県	40.5%	36.0%	(36.0%)	39.9%	44.1%	65%
差	0.1	△6.5	(△15.5%)	△15.2	△9.5	—

(出典) 国：内閣府「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」(H27)

スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(H28、29、30、R1)

県：「県政世論調査」(H27)、「県民のスポーツライフにかかわるスポーツ実施状況調査」(H28)、「滋賀県スポーツ実施状況調査」(H30、R1)

○県民の運動・スポーツ実施率の向上を図るため、昨年度は民間スポーツクラブに委託し、運動・スポーツに取り組めていない働き盛りの世代や女性等、2,573名の方々に専門家によるアドバイスや運動プログラムの提供を行った。

(2) 子どもの運動・スポーツ活動充実に向けた取組

○すべての子どもが、将来自ら進んで楽しみながらスポーツに取り組めるよう、以下の取組を通じて学校において子どもの運動・スポーツ活動を充実し、基礎を培う取組を推進する。

① 幼児期からの運動（遊び）・スポーツ活動の充実

② 体育・保健体育の授業の充実

- ・子どもの体力向上推進事業（教員の資質向上・指導力強化、オリ・パラ教育の推進）
- ・健やか元気アップ事業（体育出前講座(小学校)、保健体育科授業モデル研究(中学校)等）

③ 運動部活動の活性化

- ・部活動指導員配置促進事業（部活動のあり方検討、人材バンクの立ち上げ）
- ・中体連・高体連活動振興事業（代替大会開催の検討）

(3) 障害のある人の参加機会の拡大

○障害のある方々が身近な地域でスポーツを実施できる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブ 10 ヶ所で障害者を対象とした教室を 103 回開催し、延べ 1,029 名の参加があった。

2 スポーツの持つ多様な価値の共有

(1) トップアスリート等との交流機会の創出

○本県ゆかりのトップアスリートや全国で活躍するスポーツチーム 38 人・組を「しがスポーツ大使」に委嘱し、小学校等での講演会やスポーツ体験教室などに大使を派遣し、県民との交流を推進した。(令和元年度 20 件、交流者数 14,445 名)

【交流事業の一例】

■講演会事業

大使：宇田秀生 選手（パラトライアスロン日本代表）

日時：令和元年 11 月 25 日（月）

場所：東近江市立愛東南小学校

参加者：115 名

内容：全校生徒を対象に、トライアスロンにまつわるエピソードをはじめ、笑顔を大切にすることやポジティブに考えることの大切さを講演された。



■スポーツイベント（野球教室）

大使：松田宣浩 選手（福岡ソフトバンクホークス）

日時：令和元年 12 月 29 日（日）

場所：草津グリーンスタジアム

参加者：250 名

内容：ジュニア野球教室を開催し、キャッチボール、ティーバッティング、守備練習を行った。打撃講座では、松田選手からのアドバイスを小学生が身を乗り出して熱心に耳を傾けながら指導を受けていた。



(2) アスリートの就職支援制度の充実

- 平成 31 年度に開設した「SHIGA アスリートナビ」を活用して競技力の高いアスリートと県内企業との就職マッチングを実施し、競技力の底上げを図った。
(令和元年度 アスリート 20 名／6 社採用)

(3) スポーツボランティア活動の応援・促進

- ワールドマスターズゲームズ 2021 関西や 2024 年に本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会等の大規模スポーツイベントの開催を視野に入れ、ボランティアの確保と育成を推進した。
 - ・令和 2 年 3 月 31 日現在登録者数：3,379 名（うち令和元年度新規登録 2,183 名）
 - ・研修会：7 回 152 名参加
 - ・ボランティア活動参加者：延べ 719 名

Ⅱ スポーツの力で「元気な地域」を創る！

3 スポーツ施設・環境の充実

(1) 地域スポーツクラブの育成

- 総合型地域スポーツクラブの育成・支援や地域スポーツ指導者研修会を実施した。

市町巡回指導等：16 市町 92 回
アシスタントマネージャー養成研修：2 回開催 26 名参加
地域スポーツ指導者研修：2 回開催 62 名参加

(2) 県立スポーツ施設等の整備状況

- 以下の県立施設等については、2024 年開催の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会での活用はもとより、本県のスポーツ振興や県民の健康づくりに資する整備を進める。

①（仮称）金亀公園

（仮称）金亀公園は、両大会の主会場はもとより、将来のスポーツ振興やスポーツを通じた健康増進、地域の活性化のための施設として整備を進めており、今後も令和 4 年度末の完成を目指し着実に整備に取り組む。

【整備スケジュール】

平成 29 年度～令和 4 年度



②滋賀アリーナ

老朽化が進み、施設が狭隘となっている現体育館（ウカルちゃんアリーナ）を、びわこ文化公園都市内に移設整備し、両大会の競技会場として活用することはもとより、県民のスポーツ・健康づくりの拠点施設とする。

用地造成に関しては、現在施工中であり、本年10月に完了予定である。整備・運営にあたっては、PFI方式により事業を実施しており、令和4年12月の供用開始に向け設計作業を進めている。

【整備スケジュール】

令和元年度～令和4年度



③琵琶湖漕艇場

施設の老朽化やコース利用における安全対策などの様々な課題が顕在化していることや、ワールドマスターズゲームズ2021関西および国民スポーツ大会においてボート競技会場として活用することを踏まえ、利用者の利便性・安全性の向上や競技会場としての機能強化を図るべく、令和元年度から管理棟・艇庫改築工事およびコース改修工事に着手しており、令和3年2月の完了を目指している。

（コース改修工事は本年4月に完了）

【整備スケジュール】

平成30年度～令和2年度

④OSPホッケースタジアム

人工芝の老朽化や照明設備の照度不足といった課題が生じていることや、オリンピック事前合宿、ワールドマスターズゲームズ2021関西および国民スポーツ大会においてホッケー競技会場として活用することを踏まえ、人工芝の張替（東京オリンピック仕様）、照明設備の改修、自動散水設備の新設に係る工事を実施しており、令和2年7月の完了を目指している。

（人工芝および散水設備に係る工事は令和元年7月に完了）

※令和2年4月より、大阪シーリング印刷㈱がネーミングライツパートナーとなり、伊吹運動場の愛称を「OSPホッケースタジアム」とした。

【整備スケジュール】

平成30年度～令和2年度

⑤ (仮称) 草津市立プール

施設整備に向けて草津市と検討中。

【整備スケジュール】

平成 30 年度～令和 5 年度

⑥ 希望が丘文化公園

国民スポーツ大会において、ラグビーフットボール競技会場として活用することから、老朽化が進んでいる球技場・陸上競技場について、それぞれ人工芝への張替、天然芝の改修およびスポーツ会館の老朽化対策などを実施する。

【整備スケジュール】

令和元年度～令和 4 年度



4 スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化

(1) プロスポーツ・スポーツイベントを活かした地域の活性化

- 本県のスポーツ振興に欠かせない存在である県内プロスポーツチーム等の集客力や発信力を活用し、試合会場等で国スポ・障スポ等の大規模スポーツ大会のPRや県民の運動習慣化につながる啓発等を行い、県内のスポーツ機運の醸成を図った。
- 各チームのホームゲーム全てに広報・啓発を行ったことから、試合を観戦された約7万3千人の方々に波及効果があった。

対象チーム	取組内容
滋賀レイクスターズ(バスケットボール)	・ 試合会場等で大規模大会の横断幕掲示 ・ マスコットキャラクターの出演 ・ 啓発ブースの出展 等
オセアン滋賀ブラックス (野球)	
MIOびわこ滋賀 (サッカー)	
東レアローズ (バレーボール)	

(2) ワールドマスターゲームズ 2021 関西

○ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の開催に向け、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西組織委員会、滋賀実行委員会、開催市実行委員会の3者で連携し、具体的な準備を進めている。大会全体で公式競技 35 競技 59 種目を開催することとしており、本県では公式競技 6 競技種目、オープン競技 2 競技種目を開催する予定となっている。

競技種目 [開催市]	予定募集枠 (想定参加者数)	エントリー数	5/14 金	5/15 土	5/16 日	5/17 月	5/18 火	5/19 水	5/20 木	5/21 金	5/22 土	5/23 日	5/24 月	5/25 火	5/26 水	5/27 木	5/28 金	5/29 土	5/30 日
野球 (軟式野球) [東近江市] [守山市]	66チーム (1,100人)	33 チーム	開 会 式	○	○	○	○	○	○	○									閉 会 式
ホッケー [米原市] [長浜市]	50チーム (600人)	24 チーム		△	○	○	○	○	○	予備日									
ソフトボール [草津市] [守山市] [東近江市]	182チーム (2,700人)	57 チーム										○	○	○	予備日	○	○	○	
ボート [大津市]	861クルー (2,000人)	※								△	△	○	○	○	○	○	予備日		
陸上競技 (10kmロードレース) [彦根市]	1,500人	1,058人										○							
カヌー (ドラゴンボート) [大津市]	10人漕ぎ 80チーム 20人漕ぎ 65チーム (2,000人)	64 チーム															△	○	○
計	1,500人 1,304チーム等 (9,900人)	1,058人 178チーム																	

○・・・競技日、△・・・練習日・監督者会議等

※ R2.6月中のエントリー開始を目途に IMGA と調整中

【オープン競技開催自治体・日程】

競技種目	開催自治体	日 程
パドルテニス	守山市	5月15日(土)・16日(日)
トレイルランニング	高島市	6月6日(日)

Ⅲ スポーツの力で「元気な地域」を創る！

5 国体・全国障害者スポーツ大会等に向けた競技力向上と競技者の拡大

選手の育成・強化等

○「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に向け、県、県教育委員会、市町、県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、教育関係、経済産業関係、学識経験者など幅広い主体の参画を得て「滋賀県競技力向上対策本部」を設置、総合優勝である「天皇杯獲得」を目標に競技力向上に取り組んでいる。

[近年の国体成績の推移]

開催年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
開催県	69回長崎	70回和歌山	71回岩手	72回愛媛	73回福井	74回茨城
総合成績	35位	24位	33位	39位	31位	30位
総合得点	810.5点	940.0点	888.0点	803.5点	854.5点	870.5点

○「入賞数80種目以上」を全体の目標として定め、各競技団体が入賞を目指し個別に定める「重点強化種別・種目」に対するポイントを絞った支援を行うことにより、効果的・効率的に競技力向上対策を進める。

併せて、全国障害者スポーツ大会の出場を目指す選手への支援等の取組を継続する。

- ①成年種別の選手確保に向けた企業・大学等との連携強化と就職支援制度の充実
- ②国体に向けた少年種別の強化計画とターゲットエイジの強化拡充
- ③指導者の資質向上と確保
- ④障害者スポーツの選手発掘・育成と団体競技の育成・強化
- ⑤県障害者スポーツ大会の参加者実数の拡大
- ⑥新型コロナウイルスの影響を踏まえた競技力向上対策

6 地域の特性を活かした大会レガシーの創出

(1) 東京オリンピック・パラリンピックホストタウン交流

○ホストタウン交流事業として、相手国学生と市内小中学生との文化交流やポッチャ大会を通じた選手と市民との交流等を実施したほか、大規模商業施設でホストタウン全体のPR事業を実施し競技体験等を通じて東京オリ・パラの機運醸成を図ったところ、約1万4千人の参加があった。

相手国	合宿地	競技	参加予定人数 (スタッフ含)
トルコ	守山市	ゴールボール、視覚障がい者柔道	30名
スペイン	彦根市	ハンドボール(女子)	30名
シンガポール	甲賀市	パラスポーツ	20名
ニュージーランド	米原市	ホッケー(男子)	30名
	大津市	ボート	50名

(2) 聖火リレーの準備

○県内すべての市町を通過する聖火リレールートや聖火ランナーの選考・公表を行うとともに、各市町と連携して地域の魅力発信や盛り上げにつながる取組の準備を進めてきた。

聖火リレールート	1日目	高島市→守山市→野洲市→近江八幡市→竜王町→湖南省市→栗東市→草津市→大津市
	2日目	甲賀市→日野町→東近江市→愛荘町→豊郷町→甲良町→多賀町→彦根市→米原市→長浜市
聖火ランナー	滋賀県実行委員会選出：43名・1グルーブランナー (西川貴教、山中慎介、武豊、SHIHO、東レアローズ 等)	

(3) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会

○2024年に本県で開催する国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の準備状況や競技会場の内定状況は次のとおり。

第23期 第1回滋賀県スポーツ推進審議会

参 考 資 料

令和2年6月23日(火)

滋 賀 県

令和元年度滋賀県スポーツ実施状況調査 結果概要について

1 令和元年度滋賀県スポーツ実施状況調査結果

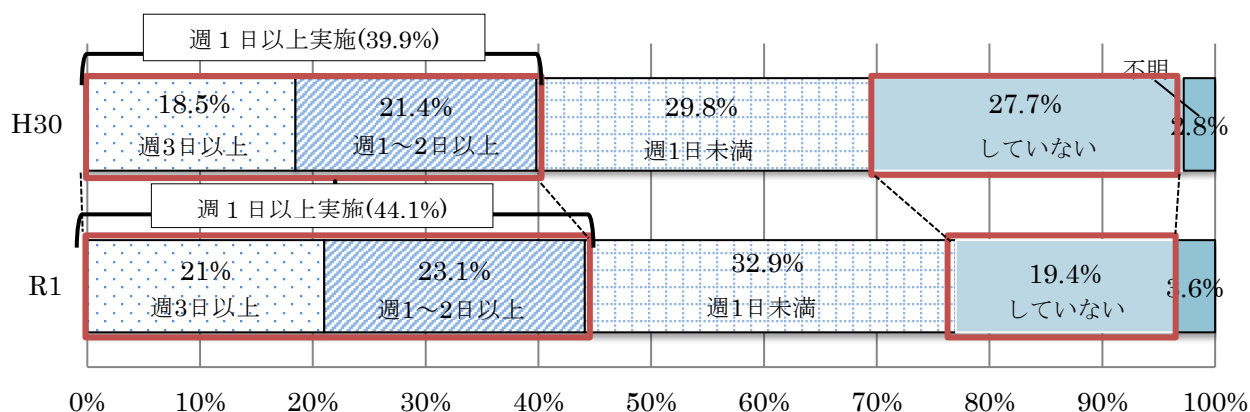
(1) 調査の目的

本調査は、第2期滋賀県スポーツ推進計画で目標としている成人の週1日以上の実施率（2022年：65%以上）や県民のスポーツに関する意識および実態を把握することを目的とする。

(2) 調査結果（概要）

①運動・スポーツ活動の状況

「週に1日以上運動やスポーツを行っている」と回答した人は44.1%で、前年度と比較すると4.2ポイント上昇した。また、「スポーツはしていない」と回答した人は19.4%で、前年度と比較すると8.3ポイント減少した。県民の運動・スポーツの習慣化が前年度より進んでいると考えられる。



(参考1) 障害者（成人）のスポーツ実施率（平成29年度）

	全体	国調査
週1回以上	38.1%	20.8%
していない	31.9%	58.9%

※出典：障害のある方のスポーツに関する調査（平成30年3月 滋賀県県民生活部スポーツ局）
 国「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」（平成30年3月 スポーツ庁）

(参考2) 成人の週1日以上¹の運動・スポーツ実施率(国との比較)

	H27	H28	H29	H30	R1	R4年目標
全国	40.4%	42.5%	51.5%	55.1% (滋賀県50.7%)	53.6% (滋賀県54.0%)	65%
滋賀県	40.5%	36.0%		39.9%	44.1%	65%
差	0.1	△6.5	—	△15.2	△9.5	—

(出典) 国：内閣府「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」(H27)

スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(H28、29、30、R1)

県：「県政世論調査」(H27)、「県民のスポーツライフにかかわるスポーツ実施状況調査」(H28)、「滋賀県スポーツ実施状況調査」(H30、R1)

(参考3) 成人の週一回以上¹の運動・スポーツ実施率(近隣府県との比較)

滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
44.1% (R1調査)	48.7% (H29調査)	39.5% (R1調査)	62.7% (R1調査)	62.0% (R1調査)	46.0% (H28調査)

(参考4) 1年間で1日以上¹スポーツをした人の割合(スポーツ行動者率)

	計		
	男	女	
滋賀県	71.6% (全国4位)	76.9% (全国2位)	66.5% (全国6位)
全国	68.8%	73.5%	64.4%

(出典) 総務省統計局「平成28年度社会生活基本調査」

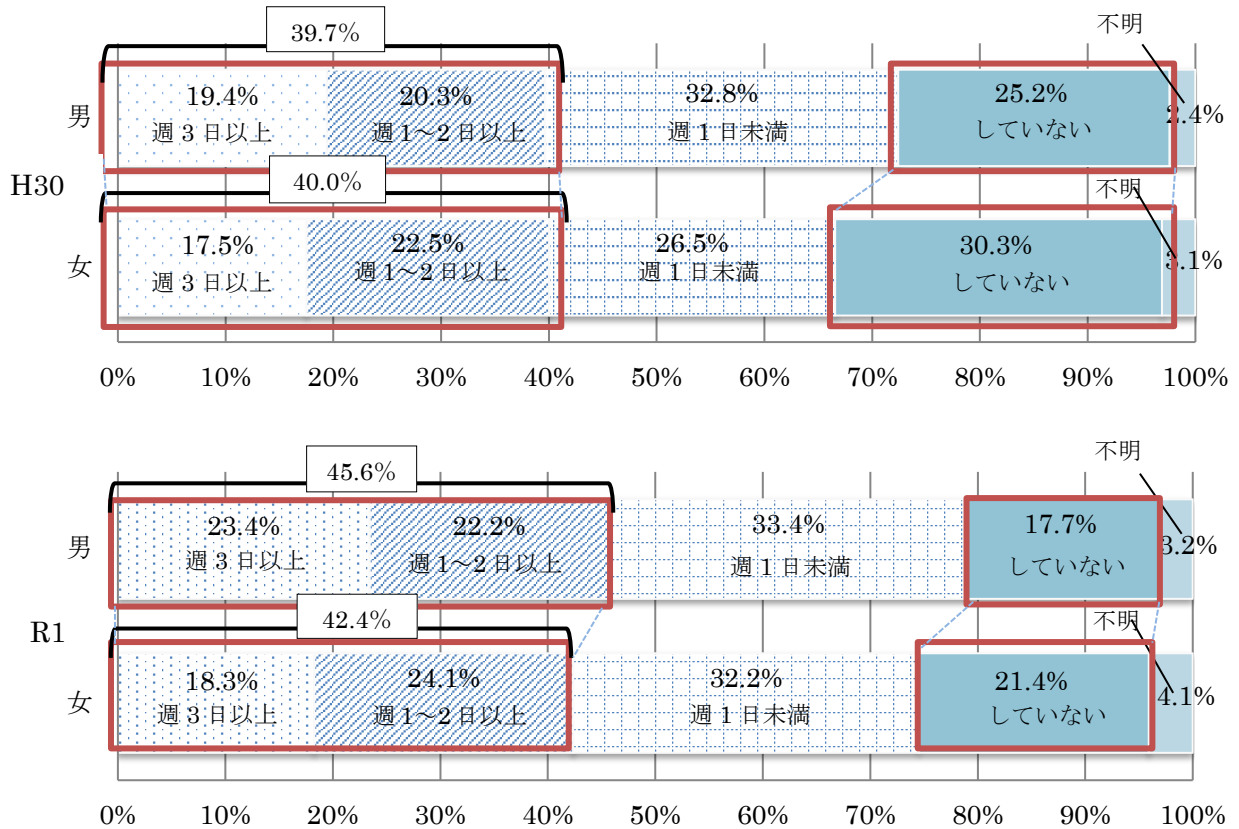
②年代別の状況

「週に1日以上運動やスポーツを行っている」と回答した人を年代別で前年度と比較すると、60歳代を除く各年代で実施率が上昇している。また、20歳代~50歳代は県の平均を下回っているが、県の平均値との差は縮まってきている。

	(18-)20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	全体
H30	35.6%	29.7%	24.7%	37.3%	52.3%	65.6%	39.9%
R1	42.8%	37.8%	37.3%	38.7%	50.6%	69.8%	44.1%
差	+7.2	+8.1	+12.6	+1.4	△1.7	+4.2	+4.2

③性別の状況

「週に1日以上運動やスポーツを行っている」と回答した人を性別でみると、男性より女性の方が低く、前年度より差が広がっている。また、「運動やスポーツはしていない」と回答した割合は男性より女性の方が高く、前年度より差が縮まっている。



④運動・スポーツの種類

1年間で行った運動・スポーツをみると「ウォーキング」が最も多く（62.6%）、次いで「トレーニング」（12.9%）、「体操」（11.9%）の順となっている。前年度選択項目の見直しを行ったことから単純比較は困難であるが、概ね前年度と同様の傾向である。

	H30		R1	
1位	ウォーキング (歩け歩け運動、散歩などを含む)	47.4%	ウォーキング (散歩・ぶらぶら歩き・一駅歩きなど)	62.6%
2位	体操 (ラジオ体操、職場体操、美容体操、エアロビクス、縄跳びを含む)	20.3%	トレーニング (筋力トレーニング・トレッドミル(ランニングマシン)・室内運動器具を使ってする運動等)	12.9%
3位	ランニング、ジョギング	12.3%	体操 (ラジオ体操・職場体操・美容体操等)	11.9%

⑤運動・スポーツを行う場所

運動・スポーツを行っている場所については、「自宅の周辺（公園、道路など）」が最も多く（66.7%）、次いで「自宅内」（21.7%）、「区市町の公共施設」（19.0%）となっており、身近な場所で運動・スポーツに取り組む傾向がある。

	H30		R1	
1位	自宅内または自宅の周辺 （公園、道路など）	63.2%	自宅の周辺 （公園、道路など）	66.7%
2位	区市町の公共施設	24.3%	自宅内	21.7%
3位	民間の施設	22.1%	区市町の公共施設	19.0%

⑥運動・スポーツに取り組めていない人の理由

「スポーツはしていない」と回答した人の理由については、「機会がないから」が最も多く（41.5%）、次いで「したいと思わないから」（38.1%）となっている。前年度3位の理由であった「仕事（育児・介護を含む）が忙しくて時間がないから」は4位となり、代わりに前年度4位の理由であった「お金がかかるから」が3位になっている。

	H30		R1	
1位	機会がないから	45.6%	機会がないから	41.5%
2位	したいと思わないから	37.2%	したいと思わないから	38.1%
3位	仕事（育児・介護を含む）が忙しくて時間がないから	23.3%	お金がかかるから	23.5%

2 県民の運動・スポーツ実施率向上に向けた取組について

○本県の成人の週1日以上¹の運動・スポーツ実施率は、国の実施率（53.6%）よりも低位であることから、実施率向上につながる取組を引き続き実施する必要がある。なお、調査結果等を踏まえ、以下の点に着目して事業を進めていく。

（年代・性別）

実施率の低い30歳代～50歳代の働き盛りの世代や女性を対象を絞った事業の実施

（種類・場所）

ウォーキングなど比較的運動負荷の低い運動・スポーツに取り組むことを進める事業の実施

（理由・動機）

事業を実施するにあたっては、健康の保持・増進などのスポーツに取り組むメリットやスポーツの魅力を併せて発信

○昨年度実施した「運動・スポーツ習慣化促進事業」では、働き盛り世代や女性を対象に、商業施設等で体組成の測定結果を踏まえたセミナーを開催した。参加者アンケートによると、「運動・スポーツは健康や体力づくりに有効だと思う」と回答した人は88%となっており、運動・スポーツと健康を結び付けた取組が重要であることが伺える。このことから更に健康医療福祉部との連携を強めた取組を実施する。

○民間の意識調査によると、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、自宅に滞在する時間が長くなるとともに、外出自粛が続いてきた中で運動・スポーツに対する意識が高まっていることから、この機会にオンライン等を活用した運動・スポーツの魅力発信や啓発、運動プログラムの提供等を積極的に進める。

滋賀県スポーツ推進条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 14 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第 60 号

滋賀県スポーツ推進条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 スポーツ推進計画等（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 スポーツの推進に関する施策の推進（第 10 条—第 24 条）

第 4 章 財政上の措置（第 25 条）

付 則

スポーツは、心身の健康の保持増進や体力の向上に重要な役割を果たすだけでなく、人々に夢や感動を与え、精神的な充足感や楽しさ、喜びをもたらすなど、明日への活力をもたらす大きな力を持っており、生きる力となっている。

特に、次代を担う子どもたちにとって、スポーツは、何事にもくじけない心や公正さと規律を尊重する精神を培い、他人に対する思いやりや感謝、豊かな心を育むなど、人格の形成に大きく寄与している。

このようなスポーツが持つ力を最大限に活用して、障害の有無にかかわらず、体力、年齢、適性、健康状態等に応じて、生涯にわたり身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しみ、未来を開くたくましい人づくりを進めていくとともに、スポーツによる交流を通じて、地域に誇りや愛着を持ち、活力ある地域づくりを進めていくことが必要である。

私たちは、県民一人ひとりがスポーツの重要性を理解し、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用しつつ、身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむこと等により、心身の健康の保持増進や体力の向上を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現ができるよう、スポーツを推進していくことを決意し、ここに滋賀県スポーツ推進条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務ならびに県民、事業者およびスポーツ団体（スポーツの推進のための活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）その他関係者（以下「スポーツ団体等」という。）の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健康の保持増進を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 心身の健康の保持増進および体力の向上を通じて健康寿命の延伸を図ることができるよう、県民一人ひとりがスポーツの重要性を理解し、生涯にわたりその体力、年齢、適性、健康状態等に応じて身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことができること。
- (2) 子ども（満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）が健全な心身を培うとともに、豊かな人間性を育み、または規範意識を醸成することができるようにすること。
- (3) 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類および程度に応じ、必要な配慮または支援を行うこと。
- (4) 県のスポーツ選手（県内に活動の拠点を置き、または現に居住し、もしくは居住していたスポーツ選手をいう。以下同じ。）がスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）を向上させるとともに、優秀な県のスポーツ選手、その指導者その他スポーツの推進を担う専門的な知識および技術を有する者（以下「優秀な県のスポーツ選手等」という。）を育成すること。
- (5) 県民一人ひとりが公平かつ公正な環境の下でスポーツ活動を行うことができるよう、多様なスポーツ活動に参加する機会の提供、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備その他スポーツの推進を図るために必要な環境の整備を図ること。
- (6) スポーツを通じ、地域の特性に応じた世代間および地域間における交流を促進し、地域の一体感および協働の

意識を醸成するとともに、県、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等が相互に連携を図りながら協働することにより、地域の活性化を図ること。

- (7) 琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用し、地域の特性を生かしたスポーツを重点的に推進すること。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、および計画的に実施するものとする。

- 2 県は、スポーツの推進に関する施策の策定および実施に当たり、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、スポーツに対する関心および理解を深めるとともに、日常生活においてスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことにより、心身の健康の保持増進および体力の向上に努めるものとする。

- 2 子どもの保護者は、基本理念にのっとり、子どもが心身の健康の保持増進のためにスポーツ活動に参加できるように配慮するとともに、幼児期からの子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上、地域におけるスポーツ活動への協力その他子どものスポーツ活動を推進するために必要な取組を行うよう努めるものとする。

- 3 県民は、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、従業者のスポーツ活動への参加の促進、スポーツを通じた従業者の運動を行う習慣の定着および健康づくりの推進、スポーツ活動に係る支援体制の構築等を図ることにより、スポーツの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ団体等の役割)

第6条 スポーツ団体等は、基本理念にのっとり、スポーツの普及、スポーツ活動の充実、競技水準の向上等を図るため、スポーツの推進に資する活動に自主的かつ主体的に取り組むように努めるものとする。

- 2 スポーツ団体等は、県が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町等との連携協力等)

第7条 県は、スポーツの推進に関する施策の推進に当たっては、市町および市町が委嘱するスポーツ推進委員（スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定によるスポーツ推進委員をいう。）との連携協力を図るものとする。

- 2 県は、市町がスポーツの推進に関する施策を策定し、および実施するときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

- 3 県、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等は、スポーツの推進を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めるものとする。

第2章 スポーツ推進計画等

(スポーツ推進計画)

第8条 県は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「スポーツ推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 スポーツ推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) スポーツの推進に関する基本的な方針
- (2) スポーツの推進に関する施策の長期的な目標
- (3) スポーツの推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 県は、スポーツ推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、県民、市町、事業者、大学およびスポーツ団体等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 4 県は、スポーツ推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならない。

- 5 県は、スポーツ推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 県は、スポーツの推進に関する施策の進捗状況を踏まえ、おおむね5年ごとに、スポーツ推進計画を変更するものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、スポーツ推進計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

（実施状況の報告等）

第9条 県は、毎年度、スポーツ推進計画に基づく施策に係る実施状況を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

第3章 スポーツの推進に関する施策の推進

（生涯にわたるスポーツ活動の推進）

第10条 県は、県民一人ひとりが生涯にわたり体力、年齢、適性、健康状態等に応じて身近にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことができるようにするため、多様なスポーツ活動に参加する機会の提供、地域においてスポーツ活動を行うための環境の整備その他の県民の生涯にわたるスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（県民参加の促進等）

第11条 県は、広報活動、啓発活動等を通じて、スポーツの重要性に対する県民の関心および理解を深めるとともに、体力、年齢、適性、健康状態等に応じて、スポーツ活動に参加しようとする意欲を高め、県民のスポーツ活動への参加を促進するものとする。

2 県は、スポーツ活動の活性化を図るため、スポーツ活動への参加だけでなく、スポーツを観覧し、または県のスポーツ選手その他スポーツを行う者に対する応援もしくはスポーツに対する幅広い支援を行う社会的気運を高め、県民の一体感および協働の意識が醸成されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツクラブ（地域において県民が主体的に運営するスポーツ団体をいう。以下同じ。）への活動の支援および参加の促進、地域が行うスポーツ活動への支援、県のスポーツ選手等との交流の促進、スポーツとして行われるレクリエーション活動に参加する機会の提供その他県民のスポーツ活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（県民の心身の健康の保持増進等）

第12条 県は、県民のスポーツ活動を通じた心身の健康の保持増進および体力の向上ならびに疾病の予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図るため、日常生活において運動を行う習慣の増進および適切な休養の取得に向けた取組、栄養の管理および食習慣の改善に係る啓発、スポーツを通じた心身の健康づくりに関する適切な情報の提供その他心身の健康づくりを推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（子どものスポーツ活動の推進）

第13条 県は、子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上を図るため、スポーツ活動に参加する機会の提供、幼児期からの子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上に向けた取組の促進、スポーツに関する指導者の確保および養成その他の子どものスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、幼児期からの子どものスポーツ活動の充実に向けた取組を促進するため、学校、家庭および地域ならびにスポーツ団体と連携して必要な施策を講ずるものとする。

（学校におけるスポーツ活動の推進）

第14条 県は、学校における子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上を図るため、子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進、学校における運動部活動等のスポーツ活動の推進および体育の充実、スポーツに関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の確保および活用その他の学校におけるスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、学校における体育、運動部活動等の充実を図るため、教職員の資質の向上に努めるとともに、教員による指導の充実、地域における指導者の活用および環境の整備、地域におけるスポーツ活動との連携の強化その他学校における体育、運動部活動等の充実を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（障害者のスポーツ活動の推進）

第15条 県は、障害に対する県民の理解を深め、障害者の社会参加を積極的に促進するため、障害の種類および程度に応じた障害者のスポーツ活動への参加の機会の提供、障害者がスポーツ活動を行うための環境の整備、障害者の競技水準の向上、障害者のスポーツ活動に携わる人材の育成その他の障害者のスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（自然環境等を活用したスポーツ活動の推進）

第16条 県は、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、観光資源等を活用し、地域の特性を生かしたスポーツに重点的に取り組むことができるようにするため、ボート、セーリング、カヌーその他琵琶湖等において行われるスポーツ活動への参加の促進、当該スポーツ活動を行うための環境の整備その他豊かな自然環境、観光資源等を活用したスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの推進を通じた地域の活性化)

第 17 条 県は、スポーツの推進を通じて、世代間および地域間の交流を促進し、地域の一体感および協働の意識を醸成するとともに、関係者が相互に連携を図りながら協働することにより、地域の活性化を図ることができるようにするため、県民と県のスポーツ選手等との交流、地域の特性に応じたスポーツの推進に関する取組への支援、スポーツの各種の競技会等の開催または誘致、スポーツを通じた国際的な交流の促進、スポーツに関連する産業の振興、地域スポーツクラブへの参加の促進その他のスポーツの推進を通じた地域の活性化を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成、資質の向上等)

第 18 条 県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、優秀な県のスポーツ選手等の育成、スポーツの推進に関わる者に対する研修の実施その他スポーツの推進に関わる者の資質の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(競技水準の向上)

第 19 条 県は、県のスポーツ選手の競技水準の向上を図り、県のスポーツ選手が国際的または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるようにするため、県のスポーツ選手およびその指導者の計画的な育成その他の競技水準の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県のスポーツ選手がスポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるようにするため、県のスポーツ選手に対する練習のための環境の整備ならびに栄養の指導および管理、スポーツに関する科学的知見の活用の促進その他県のスポーツ選手が能力を最大限に発揮するために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、スポーツの普及および競技水準の向上を図るために事業者、大学等が行うスポーツへの支援に対し、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、スポーツによる事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止およびこれらの軽減を図るため、県のスポーツ選手の心身の健康の保持増進および安全の確保、指導者等の研修、スポーツ活動に伴う事故の防止に関する啓発および知識の普及、スポーツドクター(スポーツによる事故等の治療等に携わる専門的な知識および技能を有する医師をいう。)等の活用の促進その他スポーツによる事故等の防止および軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(施設の整備等)

第 20 条 県は、県民のスポーツ活動への参加の促進およびスポーツ活動を通じた交流の促進を図るため、スポーツ施設の整備および管理を行うものとする。

2 県は、前項の規定によりスポーツ施設の整備および管理を行うに当たっては、民間の資金等を活用するよう努めるとともに、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保および障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

3 県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用できるよう努めるものとする。

(普及啓発等)

第 21 条 県は、県民がスポーツに対する関心および理解を深め、日常生活においてスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツの推進に向けた普及啓発、多様な学習の機会の提供その他県民がスポーツに対する関心および理解を深め、スポーツを行う意欲を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

(調査分析等)

第 22 条 県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、定期的にスポーツの推進に関する実態について調査を行い、当該調査に係る情報および資料を分析し、ならびに提供するものとする。

(顕彰)

第 23 条 県は、スポーツで顕著な成果を収めた者およびスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(推進体制の整備)

第 24 条 県は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 財政上の措置

第 25 条 県は、スポーツの推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている滋賀県スポーツ推進計画は、第 8 条第 1 項の規定により策定されたスポーツ推進計画とみなす。

滋賀県スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、滋賀県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事または教育委員会の諮問に応じて、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するために必要があるときは臨時の委員若干人を置くことができる。
- 3 委員および臨時の委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、教育委員会の意見を聴いて、知事が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることを妨げない。
- 3 臨時の委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、解任されるものとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員および議事に関する臨時の委員の総数の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員および議事に関する出席臨時の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、滋賀県文化スポーツ部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

